

議第17号

箱根山殖産林組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、箱根山殖産林組合規約を別紙
のとおり変更する。

令和5年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士

箱根山殖産林組合規約の一部を変更する規約案

箱根山殖産林組合規約（昭和16年10月1日静岡県指令庶第1517号）の一部を次のように変更する。

第7条第1項中「、副管理者」を削り、「置く。」の次に「また、必要に応じ副管理者1人を置くことができる。」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。